

自動車 NOx・PM 対策の方向性最終報告 中環審



今後の自動車排出ガスの総合対策のあり方について、中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会において審議が行われており、パブリックコメントの募集を経て、2月23日に環境大臣に意見具申されました。

これまでの自動車 NO_x・PM 法等では、二酸化窒素(以下 NO₂)について平成 22 年度までに大気環境基準をおおむね達成すること、浮遊粒子状物質(SPM)について同年までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、大気環境基準をおおむね達成することを目標としました。これにより、NO₂・SPM の環境基準達成率は全体としては改善傾向を見せていますが、大都市圏を中心として環境基準を達成していない測定局も残っていました。

今回の最終報告は、国と地方公共団体の連携の下に総合的な施策を進めるため、基本的な枠組みは維持し、現在の大气汚染の状況及び将来的予想を踏まえ、「特に交通が集中する地域への局地汚染対策の実施」、「対策地域外に使用本拠地がある自動車(流入車)も含めた適合車への転換促進」、「使用過程車対策の推進」、「自動車税のグリーン化など低公害車の普及促進」、「ロードプライシングの検討など交通量抑制・交通流円滑化対策の推進」、「エコドライブに関する普及・啓発」、「燃費改善、物流合理化など温暖化防止の観点からの取組み推進」などをあげ具体的な取組みを示しています。

資料:2007年2月23日付 環境省ホームページ
EIC ネット

機器分析箇所 金子圭介